

# 業務に係る様式

様式第1号

年 月 日

契約担当者 職 氏 名 殿

住所又は所在地

請負者氏名又は商号及び

代表者氏名

印

管 理 技 術 者 通 知 書  
照 査 技 術 者 通 知 書  
業 務 主 任 技 術 者 通 知 書

次のとおり定めたので、契約書第 条により技術者の履歴書を添えて通知します。

- 1 契約番号
- 2 事業名
- 3 業務名
- 4 業務場所
- 5 管理技術者氏名  
照査技術者氏名  
業務主任技術者氏名

(注) 管理技術者、照査技術者、業務主任技術者毎に履歴書を作成し提出すること。

様式第1号-2

## 担 当 技 術 者 届

次のとおり定めたので、共通仕様書第 条により技術者の履歴書を添えて提出します。

1 契約番号

2 委託業務の名称

3 委託業務の場所

4 担当技術者 1 氏名

担当技術者 2 氏名

担当技術者 3 氏名

- (注) 1 担当技術者を定めない場合は、提出する必要は無い。  
2 担当技術者を定める場合は、3人までとする。





第 号

身 分 証 明 書

受託者 住 所  
名 称  
役職及び氏名 ( 歳)

上記の者は、測量調査・設計業務等委託契約に基づき、測量調査等を行う者であることを証明する。

調査等の名称

調査等の箇所

有効期限 自 年 月 日  
至 年 月 日

発行日 年 月 日

発 行 者 住 所  
氏 名 □

裏面記載事項

- 1 本証は、公印、日付のないものは無効とする。
- 2 有効期間を経過したとき、又は設計業務等委託契約書が解除されたとき等不要となった場合は、ただちに返還すること。
- 3 役職、氏名に変更があったときは、すみやかに記載事項の変更を受けること。
- 4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

## 山梨県農政部発注の調査・測量・設計業務に係る資格者基準

## 1 地質調査業務(地質調査業者)

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
[コンサルタント業務] 地質概査、地表地質調査、物理探査 弾性波探査、総合解析	業務主任技術者	① 地質調査業者登録規程による技術部門(選択科目)で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者(技術士を除く。)
	担当技術者	① 受注者が定めた者
[現場における調査業務] 地質・土質等共通仕様書の業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	業務主任技術者	① 地質調査業者登録規程により現場管理者に登録された者 ② (社)全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工を修得し、かつ8年以上の実務経験者 (2) 高校で土木工学(農業土木又は森林土木に関する学科を含む。)、建築学、地質工学又は機械工学を修得し、かつ10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあつては、12年以上の実務経験者
	担当技術者	① 受注者が定めた者

## 2 測量業務(測量業者)

作業種別	対象技術者名	資格者認定基準種別
測量業務	業務主任技術者	① 測量士
	担当技術者	① 測量士又は測量士補

### 3 設計業務(設計コンサルタント)

作 業 種 別	対象技術者名	資格者認定基準種別
設計業務	管理技術者	① 建設コンサルタント登録規定による技術士 ② 博士(業務に該当する部門) ③ 技術士と「同等の能力と経験を有する技術者」
	照査技術者	(1) (公社)土地改良測量設計技術者協会に登録された農業土木技術管理士 (2) (一社)建設コンサルタンツ協会に登録されたシビルコンサルティングマネージャー (3) 畑地かんがい技士(畑地かんがい業務に限る) (4) 農業水利施設機能総合診断士(農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る) (5) 農業農村地理情報システム技士(地理情報システムに関する業務に限る) (6) 農業水利施設補修工事品質管理士[コンクリート構造物分野](農業水利施設補修工事(コンクリート構造物)の設計業務に限る) (7) 農業用ため池管理保全技師 (8) 大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有する者
	担当技術者	① 受注者が定めた者(照査技術者との兼務禁止)



## 調査・測量・設計業務共通仕様書

平成 7 年 3 月	制定
平成 9 年 10 月	改定発行
平成 15 年 10 月	改正発行
平成 16 年 10 月	改正発行
平成 20 年 4 月	改正発行
平成 22 年 6 月	改正発行
平成 23 年 9 月	改正発行
平成 25 年 7 月	改正発行
平成 26 年 7 月	改正発行
平成 27 年 10 月	改正発行
平成 28 年 10 月	改正発行
平成 29 年 4 月	改正発行
平成 30 年 4 月	改正発行
令和 2 年 4 月	改正発行
令和 3 年 4 月	改正発行
令和 5 年 12 月	改正発行
令和 6 年 12 月	改定発行

監修	山梨県農政部
編集	山梨県農政部